

## リユース日本館公募入札要項

### 1. 公募入札期間

1) 第1次公募入札期間:2005年10月後半以降を予定しています。開始日時はリユース日本館ウェブサイト(以下「当サイト」という)で発表いたします。

2) 第2次公募入札期間:2005年11月後半以降を予定しています。開始日時は当サイトで発表いたします。

※第1次公募と第2次公募は入札の方法が異なります。詳しい落札者の決定方法は「5.落札者の決定方法」をご覧ください。

### 2. 入札参加資格

次の条件を満たしている20歳以上の方で日本語を理解し、読み書きできる方であれば誰でも参加できます。なお、日本語が解されない場合は、しかるべき代理人を通じて入札に参加してください。

・常時連絡可能な連絡先を有していること。なお、資材の利用目的が、国内法、および国際条約に抵触しないことを前提とします。

・落札者となった場合に、請求書に記載する支払期限までに入札物件の買受代金を一括で納付可能であることを条件とします。

ただし、次の事項に該当する者は参加できません。

・本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者、及び破産者で復権を得ていない者。

### 3. 公募入札物件

入札物件は、木材／照明・空調設備／環境配慮資材／その他建築設備、展示物等の資材で構成されます。詳細は入札物件リストをご覧ください。(第1次公募開始までは、入札予定リストを公開します。)

・一部の物件には簡易加工、性能検査、保証等のオプションが付加されています。(費用は落札者の負担となります。)詳細は入札物件リストをご覧ください。

・入札物件は、解体の際に破損した場合は対象外となります。

・入札物件は、諸事情により予告なく対象外となる場合があります。

### 4. 入札方法

1) 入札物件リストへアクセスしてください。

(第1次公募開始までは入札できませんが、入札予定リストを公開します。)

2) 入札物件リストから資材の詳細情報を閲覧し、入札する物件を選択してください。

3) 物件を選択し、入札書フォームへ進んでください。(入札書のサンプル)

4) 入札書フォームに、第1次公募入札の場合は入札単価(消費税抜き。落札された場合の消費税込みの支払金額合計は自動計算により印字されます。1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。なお、オプション項目を選択される場合は料金別払いとなりますので入札金額にはオプションの価格は含めないでください)と数量、第2次公募入札の場合は入札数量を入力してください。

5) 入力済みの入札書をプリントアウトし、自筆で記入すべき項目に記入してください。

※自筆での記入方法

- ・入札書には、入札者の住所、氏名、生年月日、電話番号、連絡先、使用目的、希望オプションの番号を記入の上、署名・捺印してください(法人として入札に参加する場合は、入札者の欄には法人所在地、法人名、代表者名、電話番号を記入の上、捺印)。入札者と連絡先が異なる場合は、連絡先の欄に氏名、住所(法人の担当者の場合は所在地、部署名)、電話番号をご記入ください。
- ・複数の物件に入札する場合は、すべての入札書にこれらの項目を記入してください。記入もれのある入札書は無効となります。
- ・記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。
- ・入札書に自動印字される入札金額、数量の訂正はできません。
- ・判読できない場合は入札が無効となることがあります。

6) 入札する物件が複数ある場合は、2) から同様の手順を繰り返し行ってください。

※ 例えば3件入札希望の場合は、入札書は3枚となります。

- ・3枚すべて入力し、必要事項を記入してください。(1ヶ所でも記入もれがある場合はその物件に対する入札は無効となります)
- ・3枚をまとめてひとつの封筒で郵送することも可能です。

7) 入札書を入れた封筒(型は自由)をリユース日本館事務局(以下「事務局」という)へ郵送してください。

入札受付期間及び受付締切日は、入札開始時に決定します。

< 郵送先 >

リユース日本館事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-15-3

※1 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。同一の入札者が複数の異なる物件に入札することは可能です。

※2 無効な入札について

次の入札は無効となります。

- ・入札参加資格のない者がした入札
- ・指定の日時までには到着しなかった入札
- ・当サイトからの入札書によらない入札
- ・入札者の記名押印がない入札
- ・入札者が同一物件の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札
- ・入札書の金額、氏名、印影、または重要な文字が識別し難い入札
- ・入札金額や入札量を訂正した入札
- ・入札に関し、入札書への虚偽記載等、不正な行為により行われた入札

5. 落札者の決定方法

下記の優先順位により落札者を決定します。

1) 第1次公募入札:

- ①最高値(単価)を入札した者が1名(もしくは1団体/法人)の場合⇒落札決定
- ②最高値(単価)を入札した者が複数の場合⇒入札数量が多い入札者に落札決定
- ③複数の入札者が同じ物件に対し、同じ最高値(単価)と数量を入札した場合⇒事務局職員による代理抽選により落札決定
- ④落札者決定後、物件に残余が生じた場合は、次点入札者(③で抽選にはずれた入札者を含む)に落札権利が移行します。残余数量が入札者の希望する入札数量に満たない場合でも、落札資材を入手する意志があるかどうかを確認するため、後日事務局より個別に連絡をいたします。

2) 第2次公募入札:

- ①最も多い数量を入札した者が1名(もしくは1団体/法人)の場合⇒落札決定
- ②最も多い数量を入札した者が複数の場合⇒事務局職員による代理抽選により落札決定
- ③落札者決定後、物件残余が生じた場合は、次点入札者(②で抽選にはずれた入札者を含む)に落札権利が移行します。残余数量が入札者の希望する入札数量に満たない場合でも、落札資材を入手する意志があるかを確認するため、後日事務局より個別に連絡をいたします。

※1 第1次、第2次入札とも開札後に落札者の入札参加資格の不備が判明した場合、その時点で落札は取消となります。

※2 第2次入札は、希望数量による入札で、価格(単価)は予め決定されています。

※3 落札者以外の方には結果を通知いたしません。入札物件の落札情報は当サイト上で公開いたします。

## 6. 落札から落札物件の引渡しまでの手続き

1) 落札者への連絡

・落札者には事務局より「落札通知書」が送付されます。

2) 支払い

・後日事務局より落札者に、落札物件買受代金と納付期限、指定金融機関が記載された「請求書」と「振込用紙」を送付します。

落札者は「請求書」に記載された買受代金を納付期限までに指定の金融機関へ振込用紙により一括で入金してください。

・振込手数料は落札者ご本人の負担となります。

・事務局は所定の手続きを終えた後、「売却決定通知書」により、落札物件の所有権が落札者に移転したこと、事務局が物件の引渡し時まで物件の保管を行うことを通知します。ただし、災害や予期せぬ事故等により、物件の引渡しが不能となった場合は、後日落札取消となる場合があります。この場合、買受代金は落札者に返却されません。

・期日までに支払が行なわれず、入金が確認できなかった場合は、自動的に落札権利は次点者に移転します。

3) 引渡し

・引渡し時期については、事務局が決定し通知します。

※以下の場合には落札者が物件の所有権を放棄したものとし、買受代金は落札者の死亡等、正当な理由を除き、

原則として返却いたしません。

- ①事務局が通知した期日に関し、落札者から事務局に対し、期日の変更依頼など事前の申し出なく、物件の引取りが行われなかった場合
- ②事務局が通知した引取り日に正当な理由により、物件を引取ることができず、諸事情を勘案し、再度事務局が設定した引取り日にも物件の引取りが行われなかった場合

・原則として、落札者がストックヤードまで資材を引き取りに来るものとします。(引取運賃は落札者負担となります)  
資材によっては運送会社紹介サービスをご利用いただけます。(運賃は落札者負担となります)

・引渡しの際は、落札者本人確認のため、次の①および②の書面をお持ちください。

①身分証明書

運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、パスポート、その他の公的機関が発行した証明書類(例:住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書等)

②事務局より落札者へ送付された「売却決定通知書」と、あらかじめ署名・捺印をした「物品受領書」

※1 代理人による引渡しを受ける場合は、「物品受領書」の物品受領委任欄に必要事項を記入・捺印の上、上記②の書面とともに提出してください。

※2 上記6. 1)～3)に関し、落札者が自治体等である場合は、この限りではありません。

※3 入札者と連絡先が異なる場合は、「入札書」の連絡先欄に記載された方を通知、送付、連絡先といたします。

## 7. 留意事項

- ・公募主催者は、引渡し物件に対する瑕疵担保責任を負いません。
- ・特定の物件については、品質に関する最低限の安全性、機能品質について専門性を有する者が検品時にチェックし、情報を開示します。
- ・キズなどに関し、情報公開内容と引渡し時における物件の現状が異なる場合は、現状を優先します。
- ・入札した内容(金額や数量等)についての問合せには一切お答えできませんので、郵送前に入札書の控えを必ずとってください。